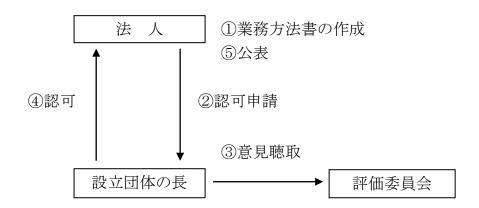
業務方法書(案)

1 制度の概要

地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の承認を受けなければならない(法第22条第1項)。

- (1)業務方法書とは、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類のこと。
- (2) 記載事項は、設立団体の規則で定める(法第22条第2項)。
 - ・業務運営に関する基本方針
 - ・業務委託の基準
 - ・競争入札その他契約に関する基本的事項
 - ・その他法人の業務の執行に関し必要な事項
- (3)業務方法書の作成手続き(法第22条第1項、第3項及び第4項)



2 記載事項

条	規定のポイント
目的	・法人の業務の方法について記載すべき事項を定め、
	その業務の適正な運営に資する。
業務運営の基本方針	・中期計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営
	に努める。
業務委託	・業務を効果的かつ効率的に運営するため、業務の一
	部を委託することが可能。
委託契約	・委託の際には受託者と委託契約を締結。
競争入札その他契約	・契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争
に関する基本事項	入札又は随意契約の方法による。
その他	・業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し
	必要な事項は別に定める。

公立大学法人都留文科大学業務方法書(案)

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項の規定に基づき、都留市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成21年都留市規則第○号。)第2条に規定する事項を定め、公立大学法人都留文科大学(以下「法人」という。)の業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により作成する中期計画に基づき、業務 の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 法人は、業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認められるときは、業 務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間 に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般 競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

(その他)

第6条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この業務方法書は、都留市長の認可の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。